

陳 情 文 書 表

受理番号	1 第 1 9 号	受理年月日	令和元年 1 1 月 1 4 日
件 名	子どもの望まない受動喫煙をなくすための陳情		

【陳情の趣旨】

大通りや通学路にあたる道路沿いで、事業者等が設置している灰皿により、路上喫煙者が溜まる事で通行出来る幅が狭くなっています。

また、道路事情等により副流煙を避けられない場所、又は灰皿を設置している事業者等の前を通らなくても、周辺環境等で副流煙を避けられない場所、乳児を乗せたベビーカーや後ろに子どもを乗せた自転車が多い歩道など、様々な場所で子どもたちが受動喫煙に晒されています。

世界保健機関 (World Health Organization) 第 5 6 回総会で採択され、2005年2月27日発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約 (WHO Framework Convention on Tobacco Control) は、たばこの消費およびたばこの煙に晒されることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在および将来の世代を保護することを目的とした条約です。

日本も、この条約を批准し、国会で承認後2004年6月8日受諾書を国連事務総長に寄託しています。さらに、国連の専門機関である世界保健機関 (World Health Organization) の専門部会では、「ニコチンは依存と離脱症状を特徴とする嗜癖形成性薬物の診断基準に合致する強力な薬物である。ニコチンには、ヘロインやコカインと同等の嗜癖形成作用がある」としており、厚生労働省の2016年「喫煙の健康影響に関する検討会」報告書 概要版第2章 第4節 喫煙者本人への影響VI. ニコチン依存症の中でも同様のことが述べられており、厚生労働省のe-ヘルスネットの薬物依存でもニコチンの依存性の概要が記されています。

こうした、タバコの望まない受動喫煙から子どもたちを守るためにも、2019年7月1日から東京都受動喫煙防止条例が施行されたことを機に、子どもたちの通行が多い場所を路上喫煙禁止区域に指定し、子どもの望まない受動喫煙をなくして下さい。

【陳情事項】

- 1 公道での路上喫煙者から子ども等への受動喫煙被害を防止するため、条例を改定し、路上喫煙者への注意喚起・有効な対策を講じること。
- 2 公道での路上喫煙を誘因するような事業者等の灰皿スタンドを撤去するように事業者を指導すること。

- 3 公共の喫煙所設置や事業者が設置する喫煙所への補助金支給にあたっては、補助金支給によって、子どもの望まない受動喫煙被害が生じることのないよう、周辺環境等を十分に検証するとともに、地域住民、通行者等に十分配慮すること。
- 4 子どもたちが受動喫煙に晒されないよう、積極的に路上喫煙禁止地域の指定拡充を図り指定すること。

第3定委員会2日目

目黒区はしっかりとした分煙を推進していく。方針に変わりはない！

自由が丘は室内型の公衆喫煙所は整備できていないが振興組合と連携し整備に向けていく。

受動喫煙については室内型の公衆喫煙所の整備を進めていく。

H15ポイ捨て条例以降のブラッシュアップは？

ただ単に禁止してしまうと吸える場所がなくなってしまう。吸える場所を確保した上で条例の改正も考えていきたい。

路上喫煙禁止区域（現在4駅）を広げていきたい。

今後の展望

室内型の公衆喫煙所の整備が進んで路上喫煙の制限がかけられる認識展望は？

自由が丘・池尻大橋 との補助金の関係も大切だ。

近隣区との連携は

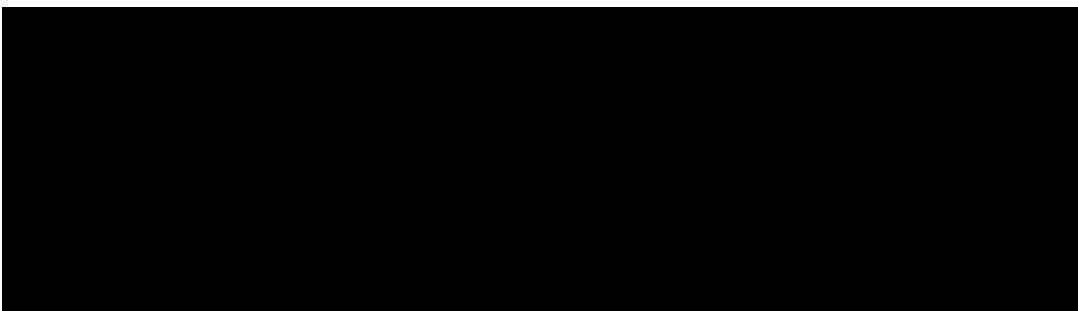
月に一回特別区課長会で意見交換で行なっている。

方針は理解するが柔軟に進めていただきたいがいかか？

駅周辺で考えてきたが、社会状況の変化はある。調査研究が必要である。

吸う型のマナーに関して

携帯灰皿配布は路上喫煙を誘発するので廃止している。



1 指定喫煙所の一日あたりの平均利用本数の推移

(単位：本)

	中目黒				学芸大学			都立大学	自由が丘
	山手通り	中目黒G T前	中目黒アリーナ前	小計	西口	東口	小計	駅前	正面口
平成29年4月～平成30年3月	1,977	5,389	1,736	9,102	2,153	600	2,753	2,920	3,185
平成30年4月～平成31年3月		6,044	2,290	8,861	2,407	597	3,004	3,002	3,245
平成29⇒30の増減		655	554	△241	254	△3	251	82	60
平成31年4月～令和2年3月		6,523	2,705	9,228	2,370	501	2,871	3,004	3,146
平成29⇒令和元の前増減		1,134	969	126	217	△99	118	84	△39

※山手通り(中目黒)は平成30年6月27日から休止中。

※計測は、吸い殻ごみ清掃に使用するビニール袋の重量1袋分を250本に換算する。

2 ポイ捨てタバコの駅ごとの一日あたり平均本数の推移

(単位：本)

	中目黒	学芸大学	都立大学	自由が丘	その他8駅
平成29年4月～平成30年3月	61,065	73,254	28,749	52,279	37,802
駅ごとの一日あたりの平均本数	167	200	78	143	103
平成30年4月～平成31年3月	59,257	59,922	26,024	47,238	42,746
駅ごとの一日あたりの平均本数	162	164	71	129	117
平成29⇒30の平均本数の増減	△5	△36	△7	△14	14
平成31年4月～令和2年3月	49,822	49,130	27,648	38,496	44,085
駅ごとの一日あたりの平均本数	136	134	75	105	120
平成29⇒令和元の前平均本数の増減	△31	△66	△3	△38	17

3 区民からの苦情・意見の件数(令和2年3月1日～8月31日)

	期間	喫煙所の閉鎖	禁止区域の拡大	喫煙の苦情(受動喫煙・路上喫煙など)	合計	喫煙所の環境改善	喫煙所の再開
指定喫煙所閉鎖前	3/1～4/16	18	3	20	41	1	0
指定喫煙所閉鎖中	4/17～6/11	12	2	44	58	3	9
民間喫煙所案内後	6/12～8/31	3	3	48	54	2	11

※区民の声及び環境保全課へ寄せられた電話・メールを集計。

※1回の電話等に苦情と意見の両方を含む場合は、それぞれ1件とする。

以 上